

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十六号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十九年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「破り、よごし、又は失なつた」を「汚損し、又は亡失した」に改め、同条第二項第一号中「破り、若しくはよごした」を「汚損した」に改める。

第四条第一号中「又は厚生労働省中国四国厚生局長」を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「第十五条の四第二項各号」を「第八十条第二項各号」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第八条とし、同条の前に次の四条を加える。

（登録販売者試験の受験の申請）

第四条 省令第五百五十九条の五第一項に規定する申請書は、別記様式第三号によるものとする。

2 省令第五百五十九条の五第一項第一号に規定する同条第二項第四号又は第五号に該当することを証する書類は、別記様式第四号によるものとする。

3 省令第五百五十九条の五第一項第三号に規定する知事が必要と認める書類は、省令第五百五十九条の五第二項第四号又は第五号に該当する者のうち県外において実務に従事したものにあつては、当該従事先が受けている法に基づく許可に係る許可証の写し（当該従事先が現に法に基づく許可を受けてない場合は、許可を受けていたことを証する書面）とする。

4 知事は、第一項の申請書を受理したときは、受験票を交付する。

（合格の通知）

第五条 省令第五百五十九条の六の規定による通知は、別記様式第五号による合格書（以下「合格書」という。）を送付して行うものとする。

（合格書の再交付）

第六条 法第三十六条の四第一項に規定する試験（以下「試験」という。）に合格した者は、合格書を汚損し、又は亡失したときは、合格書の再交付を受けることができる。

2 合格書の再交付を受けようとする者は、別記様式第六号による申請書を知事に提出しなければならぬ。この場合において、合格書を汚損したことにより再交付を受けようとする者にあつては、当該汚損した合格書を申請書に添付しなければならない。

3 合格書を亡失したことにより合格書の再交付を受けた者は、合格書の再交付を受けた後において亡失した合格書を発見したときは、これを返納しなければならない。

（試験委員）

第七条 試験の実施に関する事務を行わせるため、登録販売者試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。

2 試験委員は、関係職員のうちから知事が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、試験委員に関して必要な事項は、別に定める。

別記様式第一号中「**様式第1号**」を「**様式第1号**（第3条関係）」に改め、同様式の注1中「**様式**」を「**かゝる様式**」に改める。

別記様式第二号中「**様式第2号**」を「**様式第2号**（第3条関係）」に改め、同様式の注1中「**様式**」を「**かゝる様式**」に改め、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第3号 (第4条関係)

15センチメートル	登録販売者試験受験申請書	受験番号 ※	年 月 日	○ ○	登録販売者試験 受 験 票
	広島県知事 様	○	本 籍 地 都 道 府 県	住 所 住 所 ふ り が な 氏 名	受 験 番 号 ※ 氏 名 生 年 月 日
		連絡先 電 話	年 月 日 生 男・女	写 真 を は る 欄	※ 試 験 日 ※ 試 験 場 ※
	登録販売者試験を受けたいので、お願いします。	広島県収入証紙を はる欄	受 付 欄 1 ※ 受 付 欄 2 ※	注 写真の裏面に氏名を 記載すること。 (年 月 撮影)	
		○ 注 1 受験資格を有する書類を添付すること。 2 住所は、同居先まではつきり記入すること。 3 ※印欄には、記入しないこと。 4 写真をはる欄には、出願前6月以内に撮影した無帽、 正面、上半身パスポートサイズの写真をはること。 5 虚偽の申請をした者には、合格を取り消すことがある。 6 連絡先は、日中連絡が取れるところを記載すること。			
	17センチメートル	7センチメートル	10センチメートル		

様式第4号 (第4条関係)

実務経験(見込)証明書

年 月 日

広島県知事 様

薬局開設者又は医薬品の

販売業者名

代表者氏名

(許可番号：)

印

次の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
住所	〒
薬局, 店舗又は配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域	

- 1 業務期間 年 月 ～ 年 月 (年 月間)
- 2 業務内容 (業務期間内に行われた業務に該当する□にシを記入すること。)
 - 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行っていた。
 - 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。
 - 一般用医薬品に関する相談があつた場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。
 - 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行っていた。
 - 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務を行っていた。
 - 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務を行っていた。

注 1 字は、墨、インク等を用い、かい書で明りように書くこと。

- 2 当該証明を行う者は、薬局、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業又は配置販売業の許可を受けているものであること。
- 3 業務期間は、実務経験被証明者が1か月に80時間以上、上記2の業務内容に示された業務を行っていた連続した期間を記入すること。
- 4 見込証明でない場合は、標題の(見込)を二重線で消すこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

第 号

合 格 書

氏 名

本籍地都道府県

年 月 日生

年 月施行の登録販売者試験に合格したことを証します。

年 月 日

広島県知事



注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第6号 (第6条関係)

広島県収入証紙
ちよう付欄

登録販売者試験合格書再交付申請書

年 月 日

広島県知事 様

郵便番号

住 所

本籍地都道府県

氏 名

④

年 月 日生 男・女

次のとおり、合格書の再交付をしてください。

合格年月日	年 月	合格書番号	第 号
申請の理由			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十年九月三十日までの間、広島市の区域内に営業所を有する医療機器の販売業又は賃貸業に係る書類の提出については、改正後の第八条の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。